



令和6年度 浪江町農業担い手確保のための支援事業

「移住して浪江町で農業を始めたい」「会社で農業参入を考えている」「営農を続けるうえで必要なものが出てきた」「ほ場にスマート農業の技術を導入したい」・・・
浪江町では、農業を始める・続ける方々のための様々な支援事業を設けています。

事業名・事業内容

対象者・条件など

1 新規就農者確保促進事業

新規就農者及び新規就農を希望する者に対し、収入及び家賃の支援。(最長2年間)	①収入補てん：月額10万円、 家賃補助：上限6万円/月	認定新規就農者	※いずれも交付終了後、5年以上浪江町に居住し、農業を続けることが必須条件です。
	②家賃補助：上限6万円/月	雇用就農者	
	③収入補てん：月額5万円、 家賃補助：上限6万円/月	就農研修生	

2 新規就農者経営発展支援事業

認定新規就農者の経営開始時の自己資金の負担軽減や、経営発展に必要な設備投資への支援。	①経営発展等に必要な経費 (1経営体あたり上限100万円)	移住者の方	※申請は1経営体につき1回限り。
	②経営発展等に必要な経費 (1経営体あたり上限50万円)	移住者でない方	

3 農業法人参入促進支援事業

農業法人が農地及び拠点となる事務所等を賃借する際の賃借料を支援。(最長2年間)	①農地の賃借料の1/2で5千円/10a かつ1経営体当たり年間上限25万円 ②事務所等の賃借料(上限10万円/月)	町内で営農をする法人 ※認定農業者または認定新規就農者であり、町内で農業経営を開始して3年以上内であることなどが前提条件です。
---	---	--

4 大型特殊免許等取得支援事業

農業に使用するための大型特殊免許 取得の教習費用の1/2(上限5万円)	・町に住民登録があり、普通免許を取得している農業者の方
農業に使用するための牽引免許 取得の教習費用の1/2(上限8万円)	

5 スマート農業導入支援事業

スマート農業技術(ロボットやICT技術等)の導入又は技術の利用に要する経費を支援。	対象事業費の2/3(上限100万円) ※通信料は除きます。	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農業者団体(※) ※法人を除く	※申請は1経営体につき1回限り。
---	----------------------------------	---	------------------

○上記以外にも支給要件がございますので、申請をお考えの際は、下記連絡先までご連絡ください。

○補助事業のため、事業計画書、収支予算書などの作成、提出が必要です。

○各種申請書類については、浪江町役場農林水産課窓口もしくは町ホームページからダウンロードしてください。